

年頭のご挨拶 謹賀新年

新年、明けましておめでとうございます。皆様にはお健やかに新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。昨年は新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、国内外から大勢の人が訪れ、笑顔あふれる出会いが地域の活力につながることを実感された年になったかと思います。しかし、新年1月1日には、能登半島沖で大地震が発生し、また羽田空港では飛行機同士の衝突事故が起き、不安な年明けとなりました。この不安を払拭するために少しでも皆様のお役に立てれるよう、全力で活動してまいります。



認知症対策について

認知症を発症すると健康面や日常生活全般にさまざまな支障が出るため予防が重要です。認知機能が低下すると、足腰が弱り転倒する恐れがあるため、家にこもりがちになり、他者と関わる機会が減ってしまいますと、さらに認知機能が低下すると言われております。**厚生労働省**によると、2025年には65歳以上の認知症患者は約700万人に上るとされており、高齢者の約5人に1人が認知症になると予測されております。日々の生活で予防を実践する事がとても大切です。そのため、品川区では、様々な取り組みを行っております。もの忘れ検診を75歳の方を対象に無料で行い、**品川くるみ**高齢者見守りアイテムである「品川区高齢者等GPS端末機利用助成事業」「自動消火装置等の給付」「認知症本人ミーティング・家族向け勉強会」など、様々な取り組みがされております。



しかし、まだまだ周知が足りておらず、また、認知症がどういう病気か知らない方も多くおられます。そこで、認知症サポーター養成講座の開催、認知症講演会、普及啓発活動、小学生向け認知症サポーター養成講座を開催しております。そして、当事者家族が話し合える、認知症カフェも拡大し、喫緊の課題ととらえ、全力で取り組んでおります。そこで、是非、取り組んでいただきたいのが、動物介在療法、動物介在活動と言われている**アニマルセラピー**です。これは、治療法の一つとして、ストレスの軽減、コミュニケーションの促進などが期待され、認知症対策にもつながると期待し、是非、進めてまいります。



ドッグランについて

少子高齢化が進み、ご高齢の方がペットを飼われるケースが多く、また、子どもを動物と触れ合わせるにより命の大切さを教えるためにペットを飼われる方もおられます。特に犬を飼われる方が増加し、犬と一緒に散歩をよくするが、一緒に遊ぶところがないとよく伺います。現在、区内のドッグランの数は、東京都の公園で、大井ふ頭中央海浜公園内の「しおさいドッグラン」の1ヶ所のみ。また、区民公園では、ペットと一緒に散歩が出来ない状況になっております。まずは、区民公園でペットと散歩が出来るエリアの確保に取り組んでまいります。





交通ルールについて

令和5年(2023年)7月1日から、電動キックボードなどに関する改正道路交通法が施行されました。これまで電動キックボードは、いわゆる原付バイク又は自動車と同じ扱いで、運転免許が必要でした。それが道路交通法の改正により、一定の基準を満たす電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」と定義され、16歳以上であれば、運転免許がなくても運転ができるようになりました。

交通ルール

- 16歳未満の人が運転した場合、6ヶ月以下の**懲役**又は10万円以下の**罰金**が科せられ、また、16歳未満の人に提供した場合も同様の罰則規定があります。
- 飲酒運転も罰則規定があり、5年以下の**懲役**又は100万円以下の**罰金**が科せられ、お酒の提供者も厳しく処罰されます。
- 二人乗りをした場合、5万円以下の**罰金**
- 運転中にスマートフォンで通話したり、画面を見たりしながらの運転も罰則があり1年以下の**懲役**又は30万円以下の**罰金**となります。



※ヘルメットは努力義務

公契約条例の制定に向けて

公契約とは何か？

公契約は、国や地方自治体の事業を民間企業などに発注、または委託する際に結ぶ契約であり、区では、建設業をはじめ、**保育園**、**道路**、**情報管理**などの業務で多くの企業と契約が結ばれております。しかし、その契約を結ぶに当たり、**落札価格下落**による利益減少や、**人材の確保**、**労災事故のリスク**、また、働く方々にとっては、**賃金**などを含めた労働条件など、様々な課題があるかと考えております。

そのため、総合評価方式が導入され、競争入札の際、**価格**だけでなく、**技術料**、また、**労働環境**など多様な要素を総合評価することによって、受注者にとっても、

企業にとっても、満足のいく形になったと言われております。

2010年2月に千葉県野田市で初めて施行され、翌年には川崎市と次々に制定されたことで弾みがつき、現在、東京都では、多摩市をはじめ、渋谷区、目黒区、葛飾区など15の市と区で制定され、そして全国では、85の自治体で制定されております。

今後も**全国の自治体**で制定に向けて進める方向だと伺っております。そこで、品川区においてもI L Oの条約に基づいて発注者と受注者間の契約に基づいて規制が行われる**I L O条約型**が、一番透明性が高く、品川区が目指す公契約条例としてふさわしいと考え、進めていきたいと考えております。



松永よしひろ

昭和56年11月27日生れ(42歳) AB型
出身地：福岡県福岡市

<学歴>
東福岡高等学校
福岡大学理学部応用物理学科
同大学院理学研究科応用物理学専攻
<趣味>
囲碁、魚釣り、茶道
ソフトテニス、ソフトボール
<職歴>
衆議院議員 松原仁(公設第一秘書)
品川区議会議員(4期)

役職経験
厚生(委員長)
建設(副委員長)
文教・区民委員・行財政改革
オリ・パラ特別委員会
青少年問題協議会委員
国際友好協会評議員
大井消防団部長(第二分団)
品川区ソフトボール連盟(顧問)
大井地区少年野球連盟(顧問)

松永よしひろ事務所

(連絡先)

品川区南大井1-13-16-1101

TEL: 03-3768-7550

FAX: 03-3768-7550

✉ yarutaisd041015@yahoo.co.jp

ご意見・ご要望お待ちしております